

○多可町教育委員会の後援名義の使用承認に関する規程

平成17年11月1日教育委員会告示第2号

改正

令和元年12月26日教委告示第2号

多可町教育委員会の後援名義の使用承認に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、教育、学術、文化及びスポーツ活動を目的とした事業を奨励するため、多可町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の後援名義（以下「後援名義」という。）の使用の承認に関し、必要な事項を定めるものである。

(承認要件)

第2条 後援名義の使用の承認は、次に掲げるものを除き、教育、学術、文化及びスポーツ等に関する団体が主催する事業で、教育的に適切かつ有意義と認めるものに対して行う。

- (1) 特定の団体等の宣伝又は、営利を主たる目的とするもの
- (2) 特定の政党その他政治団体の活動に関するもの
- (3) 特定の宗教、宗派、教団等の活動に関するもの
- (4) 法令及び公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 教育行政の運営に支障を及ぼすもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 暴力行為又は迷惑行為を伴うもの又はそのおそれがあるもの
- (7) 対象者に対する経済的負担が過重なもの
- (8) その他後援することが適当と認められないもの

2 前項の承認をする場合において、特に必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の手続)

第3条 後援名義使用承認の申請は、教育委員会後援名義使用申請書（様式第1号）に申請者の概要及び事業内容がわかる書類を添えて、教育委員会に提出するものとする。

- 2 教育委員会は必要があると認めるときは、前項に規定する書類のほか関係書類の提出を求めることができる。
- 3 申請書の提出期限は、原則として開催日の1か月前までとする。

(申請者への通知)

第4条 教育委員会は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査の上、使用の可否を決定し、後援名義使用承認書（様式第2号）又は後援名義使用不承認書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 教育委員会は必要があると認めるときは、前項の承認に際し、条件を付することができる。
- (内容変更及び承認の取消し)

第5条 後援名義の承認決定後において、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会後援名義使用承認事業変更届書（様式第4号）を教育委員会に届け出させるものとする。

- 2 前項に定める手続を怠り、又は承認条件に反する事項があった場合は、教育委員会後援名義使用承認取消通知（様式第5号）、後援名義の承認決定を取り消すことができる。
- 3 前項の規定による措置によって申請者に損害が発生した場合であっても、教育委員会はその責めを負わない。

(実施報告書等の提出)

第6条 後援名義の使用承認を受けた事業が終了したときは、速やかに事業実施報告書（様式

第6号) に関係資料を添えて教育委員会あて提出させるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の中町教育委員会の後援名義の使用承認に関する要綱(昭和60年中町教育委員会要綱第1号)又は加美町教育委員会の後援名義の使用承認に関する要項(昭和60年加美町要項第1号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (令和元年12月26日教委告示第2号)

この告示は、公布の日から施行する。